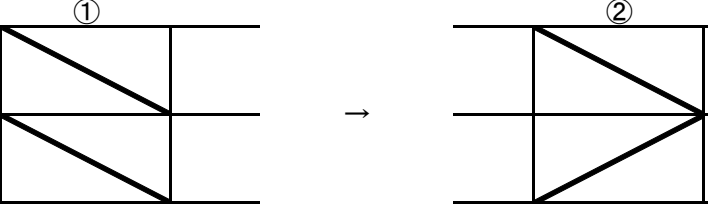


木造住宅倒壊解析ソフト「Wallstat」について

No.	質疑内容	回答
1	「Wallstat」のパラメータに耐震等級3の入力ができるよう追加していただけるとうれしい。	壁の量、配置は自由にせっていできますので、現状でも耐震等級3の壁量の入力が可能です。必要壁量の計算は自分で行っていただく必要があります。
2	2階の壁の直下率=2階の耐力壁の長さ/直下の下階に耐力壁が存在する2階の耐力壁の長さ ≥ 1だと思いましたが、直下率が「パーセント」で説明されていたことが理解できませんでした。	お配りしたPPTに誤りがありました。 正しくは、 2階の壁の直下率=直下の下階に耐力壁が存在する2階の耐力壁の長さ/2階の壁の長さ です。訂正の上お詫び申し上げます。直下率に100を乗じて百分率で表記しておりました。
3	 <p>Wallstatの説明において、①のように筋交いの向きが1、2階ともに同一方向であったことが気になりました。 ②の向きの方が良いのではないのでしょうか。</p>	ご指摘の通り筋交いの配置としては②の方が一般的かと思います。
4	Wallstatを用いた耐震シミュレーションの資料P9において、設計上の性能と実際の性能の「設計用地震力」、「重量の余力」、「耐震要素の余力」の他、「設計上の余裕」とは何を指しますか。	それぞれ下記のような意味です。 「設計用地震力」建築基準法の構造計算において必要とされる耐震性能(=必要壁量等) 「重量の余力」構造計算や壁量計算で想定する重量と実際の重量の差。構造計算では重量を安全側で重く想定するので、実際の重量が軽いとすると耐震性能上の余力となる。 「設計上の余裕」構造計算や壁量計算で余裕をもって設計すること。壁量を必要壁量より多く確保すること。
5	プロジェクト「TOUKAI-0」にて、新工法を採用する場合、地表面加速度450gal入力時の層間変形角が1/(30×r)以内となる耐震補強工事に対して補助金を受けることができます。(r:補強後の評点) そこで、Wallstatを使用して、お客様に説明する際 ①JMA神戸NS地震波にて層間変形角が1/30以内でよろしいものか。 ②あと2波程度選択するとすれば、どの地震波がよろしいでしょうか。	①JMA神戸NSですと、加速度が800galを超えますので、過大評価になると思います。極稀地震で1/30rad以内が目安になるかと思います。 ②極稀地震に対応する大きさの地震波(位相を観測地震波に変えるなどして)を用いるのが良いかと思います。

木造住宅部分補強耐震性能評価について

No.	質問内容	回答
1	部分補強の対象として、「平屋の建物であること」とありますが、平屋と2階建の住宅が連結している住宅における平屋部分は部分補強の対象となりますか。	一部二階建ては対象外です。
2	床倍率の表がわかりません。火打ちがない表もあるのでしょうか。	火打ちがない建物であれば床倍率0.5未満の部分が該当すると想定されます。
3	適用範囲が平屋のみでは、お客様への要望対応が難しいと思います。今後、2階建まで拡大した適用範囲の検討はして頂けるのでしょうか。また、それが実現するのはいつ頃になるのでしょうか。	対象建物の範囲についてはご指摘の通りだと思います。適用範囲の拡大は今後の検討課題であると認識しておりますが、現時点では具体的な予定は決まっておりません。
4	部分補強の補助制度は、基本的に一部屋の補強の場合を想定していると考えていました。ただ、当該住宅の構造、各部屋の配置に鑑みて、複数の部屋の補強で、合計の床面積が8畳程度の場合も補助対象になる場合があると考えて良いのでしょうか。	一般診断法では、並列2部屋程度の範囲を「部分補強室」とみなして検討することは想定しております。補助対象となるかどうかは、個別に検討します。
5	一般診断法を適用する場合、境界部の先行破壊が先じるものとして、部分補強を適用できない場合、この確認の後に仕様規定で補助を受けることは許容されますか。(※仕様規定の表を満たせば、必ず先行破壊が生じるのでしょうか。)	一般診断法で適用不可となる建物は仕様規定でも、適用不可になると思います。
6	部分補強の補助金が決定した場合、申請・計算等は耐震補強相談士が行うのでしょうか。	申請は建物所有者が行います。静岡県耐震診断相談士による計算等が必要かどうかは今後の市町補助要綱によります。
7	床倍率を小さくする補強は考えられますか。(火打ちを抜く等。)仕様倍率5倍以上にしても良いのでしょうか。	・現状の性能を低下させる改修は補強としてはふさわしくありません。 ・耐力壁の倍率は、日本建築防災協会編「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法における壁規準耐力の上限に倣っております。
8	要は、一般診断法の流れの中で、部分補強のルートができたかということでしょうか。木造2階建で一部屋だけ鉄骨のシェルターを入れるというのを他の見学会で拝見しましたが、あれは危険なのでしょうか。	・全体補強以外の補強方法を提案しました。 ・判断できません。
9	部分補強制度の補助金等の予定はいつでしょうか。	市町によって異なりますが、早期の補助制度開始に努めています。
10	無筋コンクリート、またはひび割れのある場合、内部間仕切に布基礎がない場合についての関係性はどうなるのでしょうか。部分補強仕様規定耐力壁の仕様について、eN50-100千島の代わりに接着剤普用(併用?)は。	・一般診断法では基礎の仕様、接合部の仕様に応じて壁基準耐力を評価します。 ・基礎の無い内部間仕切り通りに耐力壁を設けるのであれば、基礎の新設が必要です。 ・接着剤の併用は想定しておりません。